

<p>件 名</p>	<p>堺市個人情報保護条例の改正について</p>
<p>経 過 ・ 現 状 政 策 課 題</p>	<p>【経過】 デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することを目的とする「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立によって、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化の観点から個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）が改正された。 これにより、民間・国・地方公共団体での個人情報の取扱いに関する規律が保護法に一元化されることとなり、保護法の地方公共団体関連規定が令和5年4月1日から施行される。</p> <p>【現状】 地方公共団体が保有する個人情報は、団体ごとに制定した個人情報保護条例に基づいて管理及び取扱いを行っており、本市においても堺市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）の規定に基づき個人情報保護制度を運用している。</p>
<p>対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)</p>	<p>保護法では、各地方公共団体においても保護法に係る補足内容など必要最小限の事項を条例で規定するものとされ、本市でも現行条例を全部改正し、「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「改正条例」という。）として制定する。</p> <p>1 堺市個人情報保護条例の主な改正の内容</p> <p>① 現行条例に規定されている内容の多くが保護法で規定されていることから、重複する条項を削除する。</p> <p>② 保護法の範囲内で、現行制度を継続する規定を設ける。 ア 開示請求に係る手数料を無料とする。（改正条例第4条） イ 開示請求に対する開示決定等の期限を15日とする。（改正条例第5条） ウ 現行条例で設置している個人情報保護審議会を引き続き設置する。（改正条例第13～23条）</p> <p>③ 個人情報取扱事務届出書の作成（改正条例第3条） 届出書の作成・修正等を継続する。</p> <p>2 保護法により新たに規定される内容</p> <p>① 個人情報ファイル簿の作成、公表（保護法第75条） 個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情</p>

<p>対 応 方 針</p> <p>今 後 の 取 組 (案)</p>	<p>報を電子計算機などで検索することができるように体系的に構成したものである)について、所定の事項を記載した帳簿「個人情報ファイル簿」を作成・公表する。</p> <p>② 行政機関等匿名加工情報の作成・提供（保護法第109～123条） 民間事業者からの提案を受けて、個人情報ファイルのデータをもとに行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成・提供する。</p> <p>3 現行制度と新制度の取扱いが変更となる点など</p> <p>① 死者情報が個人情報から除外される。相続財産に関する情報など遺族の自己情報とみなすことのできる情報は、当該遺族であれば開示請求可能となる。（保護法第2条）</p> <p>② 個人情報保護審議会の権能のうち、システム開発関連や個人情報の収集・提供など個別の制度審議は保護法で許容されないため、諮問対象外となるが、保護法66条に定める安全管理措置を講じる必要があるためセキュリティレベルは確保される。（改正条例第13条）</p> <p>③ 要配慮個人情報（現行条例のセンシティブ情報）の保有及び取扱いはそれ以外の個人情報と同様に、事務に必要な場合に限って収集し、適切に運用管理を行う。（保護法第61条）</p> <p>④ 個人情報の目的外利用・提供の範囲が拡大する。専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供することが可能となる。（保護法第69条）</p> <p>4 「議会」は保護法の適用対象外であり、「地方独立行政法人（堺市立病院機構）」は民間部門の規律が適用となるため、改正条例の実施機関とすることはできない。よって、「議会」については独自の個人情報保護条例を策定する予定。堺市立病院機構においても独自規程を設ける。</p> <p>5 「外郭団体」は現行条例では市に準じた個人情報の保護措置を求めているが、保護法では行政同様の保護措置は設けることはできない。今後は、「堺市外郭団体の指導及び調整に関する要綱」に基づく指導・監督を行う。</p> <p>6 スケジュール（予定）</p> <p>令和4年11月 令和4年第4回市議会（定例会）に条例案を提案 令和4年11月～ 規則等関係規定の見直し検討 令和5年4月1日 条例及び関係規定施行</p>
---	---

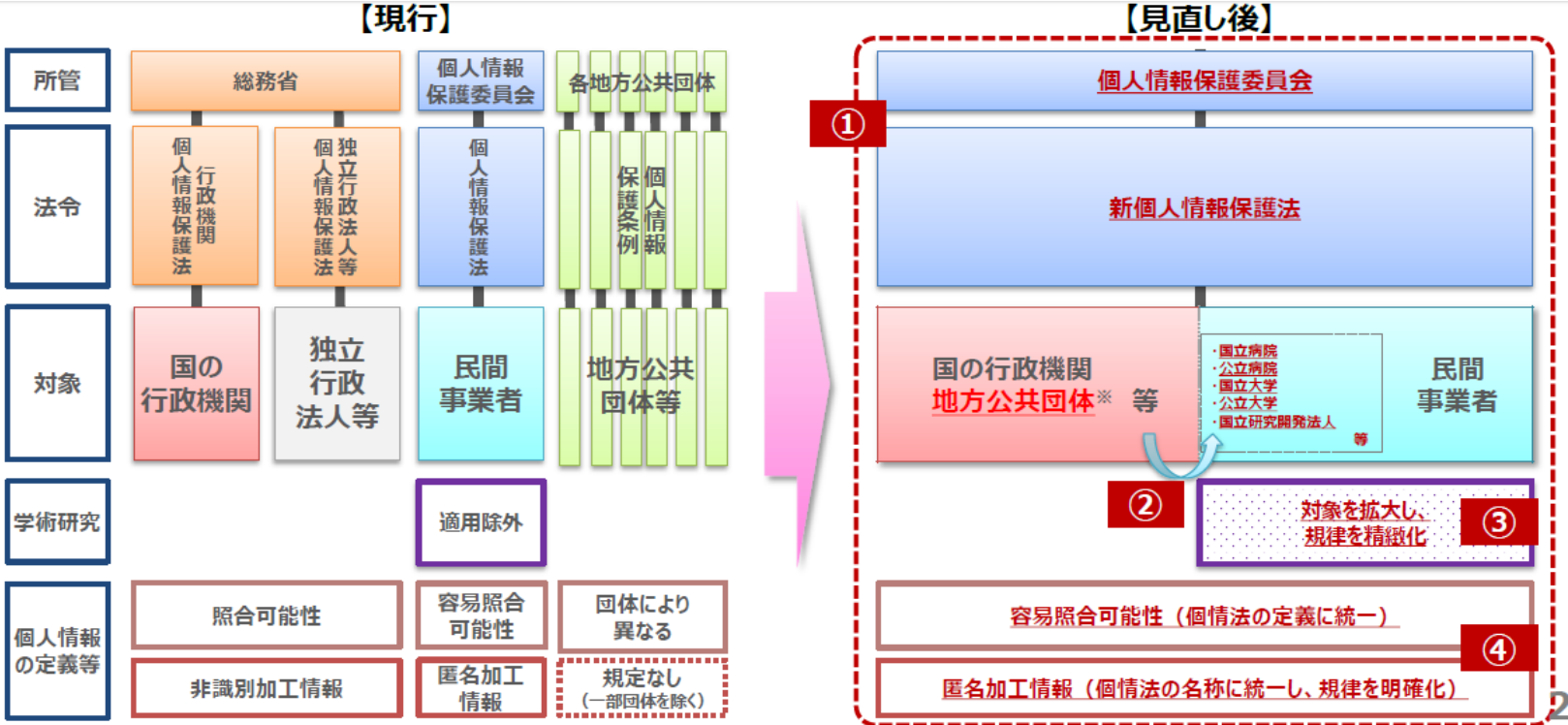
効果の想定	<p>保護法及び条例の改正により、保護法の目的である「個人情報保護とデータ活用の両立」を図り、経済社会及び市民生活の向上に資するよう適切に制度運用を図っていく。</p> <p>また、保護法の適用により個人情報の保護レベルが低下することのないよう、保護法 66 条に定める安全管理措置に則しながら、現行の保護制度（個人情報適正管理要綱、個人情報取扱事務の委託に関する基準等）を引き続き運用する。</p>
関係局との政策連携	—

個人情報保護法改正の概要

○「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 3 年法律第 37 号) 成立により個人情報保護法 (以下「法」) が改正される。地方公共団体の関連規定は令和 5 年 4 月 1 日施行となる。

○法改正の目的、構成は以下のとおり。

- ・個人情報保護法 (民間分野)、行政機関個人情報保護法 (国) 及び地方公共団体等の個人情報保護制度の全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の「個人情報保護委員会」に一元化【下図①】
- ・国公立の大学・病院等に民間の大学・病院等と同等の規律を適用【下図②】
- ・学術研究に係る除外規定を個別の例外規定として精緻化【下図③】
- ・個人情報の定義等を国・民間・地方公共団体等で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化【下図④】



(案)

堺市個人情報の保護に関する法律施行条例

堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

（個人情報取扱事務の届出）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合における変更事項についても、また、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の主な収集先
- (7) 個人情報の目的外の利用及び提供の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する事務

(案)

- (2) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
 - (3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
 - (4) 物品若しくは金銭を送付し、若しくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定により写しの交付（同項の行政機関等が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(案)

(訂正及び利用停止の請求)

第7条 法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報（市長が別に定めるものを除く。）については、その内容が事実でないと思料する場合にあっては同項の規定による訂正の請求の例により、法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料する場合にあっては同項の規定による利用停止の請求の例により、実施機関に対してその訂正又は利用停止の請求をすることができる。

(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第9条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

(案)

第11条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(個人情報保護審議会)

第13条 次に掲げる事務を行うため、堺市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項又は堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問（第17条及び第23条において単に「諮問」という。）に応じ、調査審議すること。

(2) 次項又は議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、審議すること。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき

(案)

は、審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

3 審議会は、必要があると認めるときは、個人情報保護制度の運営に係る事項について、実施機関及び議会に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第14条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 委員に支給する報酬の額は、日額13,500円とする。

(部会)

第15条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(組織及び運営に関する委任)

第16条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(審議会の調査権限)

第17条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関並びに議会及び本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下これらを「諮問実施機関」という。）に対し、諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る保有個人情報

(案)

報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第18条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人又は参加人は、前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第19条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第20条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第17条第1項前段の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項の規定により調査をさせ、又は第18条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第21条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

（調査審議手続の非公開）

第22条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

(案)

第23条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第24条 法及びこの条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第25条 第14条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、本市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に開始されている個人情報取扱事務（実施機関に係るものに限る。）で、改正前の堺市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による届出がなされているものについては、改正後の堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定による届出がなされた個人情報取扱事務とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項に規定する実施機関の職員若しくは職員であった者、同条第3項に規定する派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は旧条例第11条第3項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第3条第2項及び第3項並びに第11条第3項の規定に基づく義務については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第12条又は第23条から第25条の2までの規定に基づきなされている旧個人情報（旧条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。）等の開示、訂正、削除及び中止の請求については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧条例第35条第1項の規定により置かれている堺市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に委嘱されている者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第14条第2項の規定により

(案)

審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該審議会の委員としての任期は、旧審議会における委員の残任期間とする。

7 施行日前に旧条例第32条第1項の規定により旧審議会に対してなされた諮問であつて、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないもの及びこれに係る旧条例の規定に基づきなされた調査、審議その他の手続については、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審議会に対してなされた諮問及びこれに係る新条例又は議会個人情報保護条例の相当規定に基づきなされた調査、審議その他の手続とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第36条第4項の規定に基づく義務については、なお従前の例による。

9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 前項の規定は、本市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(堺市暴力団排除条例の一部改正)

11 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「収集及び提供」を「取得等」に改め、同条第1項中「堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）第2条第4号」を「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第2条第2項」に改め、「規定する実施機関」の次に「（議会を含む。以下同じ。）」を加え、「同条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に、「収集する」を「取得し、及び保有する」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得し、及び保有した」に改める。